

○加東市結婚新生活支援補助金交付要綱

平成28年9月27日

告示第156号

(趣旨)

第1条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活を支援することにより、市の少子化対策の強化に資することを目的に、新規に婚姻した世帯に対して、住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(令4告示33・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに市内に住宅を取得する費用又は市内の住宅物件の賃借に係る月額賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該月額手当額を除いた額とする。
- (3) 引越費用 婚姻を機に新たに市内に取得した住宅又は市内の賃貸住宅物件に引っ越しするために、引越業者又は運送業者への支払いその他引っ越しに要する費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に新たに市内に取得した住宅又は市内の賃貸住宅物件に居住するため、当該住宅の機能及び性能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、居住を目的としない倉庫又は車庫に係る工事費用、門、塀、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家庭用電気機械器具の購入及び設置に係る費用は除く。
- (5) 市税等 市税その他市の債権に係る徴収金をいう。

(平29告示46・平30告示55・平31告示41・令2告示18・令3告示30・令4告示33・令5告示35・令6告示36・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の総所得金額（夫婦の令和6年分（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、令和5年分）の総所得金額の合算額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団

体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の総所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が、500万円未満であること。

(2) 補助金の申請日において夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の住所となっていること。

(3) 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する新婚世帯は、補助対象者としない。

(1) 過去に夫婦の双方又は一方が結婚新生活支援事業に基づく補助金を受けたことがある新婚世帯

(2) 双方又は一方に市税等の滞納がある新婚世帯

(3) 他の公的制度による家賃補助等を受けている新婚世帯

(平29告示46・平30告示55・平31告示41・令2告示18・令3告示30・令4告示33・令5告示35・令6告示36・一部改正)

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った住居費、引越費用及びリフォーム費用の合算額とする。ただし、住居費、引越費用又はリフォーム費用は、補助金の申請日において現に居住している当該住所に係る経費に限る。

(平29告示46・平30告示55・平31告示41・令2告示18・令3告示30・令4告示33・令5告示35・令6告示36・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯の場合は、1世帯当たり60万円を上限とする。

(平29告示46・平30告示55・令4告示33・令5告示35・一部改正)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、加東市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票謄本及び婚姻後の戸籍謄本

(2) 所得証明書

- (3) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃借の場合に限る。）
- (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (5) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合に限る。）
- (6) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃借の場合に限る。）
- (7) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用の補助金交付を申請する場合に限る。）
- (8) リフォーム費用に係る領収書の写し（リフォーム費用の補助金交付を申請する場合に限る。）
- (9) 離職票の写し（婚姻を機に離職し、離職票の交付を受けた場合に限る。）
- (10) 加東市結婚新生活支援補助金に係る誓約書（様式第3号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、加東市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（平29告示46・平30告示55・平31告示41・令2告示18・令3告示30・令4告示33・令5告示35・令6告示36・一部改正）

（申請内容の変更）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第1項の申請内容に変更が生じるときは、速やかに加東市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第5号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、加東市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求等）

第8条 交付決定者は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに加東市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他この告示に違反する行為があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を加東市結婚新生活支援補助金取消通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の支給決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が支給されているときは、期限を定めて加東市結婚新生活支援補助金返還命令書（様式第9号）によりその返還を命じるものとする。

（遅延利息）

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（報告等）

第12条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（申請の特例）

- 2 この告示の施行の日前に補助対象者が、この告示に定める要件を満たす住宅費又は引越費用を支払った場合は、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。

（この告示の失効）

- 3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条第1項の規定による申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

（平29告示46・平30告示55・平31告示41・令2告示18・令3告示3

0・令4告示33・令5告示35・令6告示36・一部改正)

附 則（平成29年3月31日告示第46号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第55号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の加東市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日告示第41号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の加東市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月5日告示第18号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の加東市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月10日告示第30号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の加東市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第63号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づく様式(次項において「旧様式」という。)でなされた申出、申請等は、この告示による改正後の各告示に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年3月30日告示第33号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の加東市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日告示第35号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の加東市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月26日告示第36号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の加東市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

加東市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

加東市結婚新生活支援補助金交付申請書

加東市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、加東市結婚新生活支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1	婚姻届提出日	年 月 日	
2	婚姻日時点の年齢	(夫) 歳 (妻) 歳	
3	新居に住民票をおいた日	(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日	
4	所得額（貸与型奨学金を返済している場合は、その金額を控除した額）	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円	
5 経費内訳 ※申請する項目に記入してください。 ※支払済の経費に限ります。	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		領収書記載額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 (a)	月額 円
		住居手当 (b)	月額 円
		実質家賃負担額 (c) (a-b)	月額 円
		敷 金 (d)	円
		礼 金 (e)	円
		共 益 費 (f)	円
		仲介手数料 (g)	円
	小計 (B) (c+d+e+f+g)	円	
引越費用	引っ越しを行った日	年 月 日	

		費用 (C)	円
	リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日
		費用 (D)	円
	合計 (E) (A+B+C+D)		円
6 補助申請額 ※(E)と補助金の上限額を比較し少ない方を記入 ※1,000 円未満の端数は切捨て			円
7 同意及び確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	申請者	☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得額及び市税等の納付状況について調査することに同意します。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、市税等の滞納はありません。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しています。 申請者氏名 (旧姓)	
	配偶者	☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得額及び市税等の納付状況について調査することに同意します。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、市税等の滞納はありません。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しています。 配偶者氏名 (旧姓)	
8 添付書類		☐ 住民票謄本及び婚姻後の戸籍謄本 ☐ 所得証明書 ☐ 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃借の場合に限る。） ☐ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。） ☐ 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購	

	入の場合に限る。) ☐ 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃借の場合に限る。) ☐ 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の補助金交付を申請する場合に限る。) ☐ リフォーム費用に係る領収書の写し(リフォーム費用の補助金交付を申請する場合に限る。) ☐ 離職票の写し(婚姻を機に離職し、離職票の交付を受けた場合に限る。) ☐ 加東市結婚新生活支援補助金に係る誓約書(様式第3号) ☐ その他 ()
--	---

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

加東市長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

（1）支給している

（2）支給していない

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、（1）（2）のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住居手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

加東市結婚新生活支援補助金に係る誓約書

加東市長 様

住 所

氏 名

私は、加東市結婚新生活支援補助金制度の利用に当たり、市内コミュニティ組織の形成の促進のため、既存の自治会組織に加わることを誓約します。

また、補助金の交付対象となった住居に 3 年以上居住することを誓約します。

様式第4号（第6条関係）

（公印省略）

第 号
年 月 日

様

加東市長

加東市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった加東市結婚新生活支援補助金については、下記のとおり決定したので、加東市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により、通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

不交付の理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

加東市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

加東市結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け をもって交付決定のあった、加東市結婚新生活支援補助金の申請内容を下記のとおり変更し、交付を受けたいので、加東市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	婚姻届提出日	年 月 日	
2	婚姻日時点の年齢	(夫) 歳 (妻) 歳	
3	新居に住民票をおいた日	(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日	
4	所得額（貸与型奨学金を返済している場合は、その金額を控除した額）	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円	
5 経費内訳 ※申請する項目に記入してください。 ※支払済の経費に限ります。	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		領収書記載額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 (a)	月額 円
		住居手当 (b)	月額 円
		実質家賃負担額 (c) (a-b)	月額 円
		敷金 (d)	円
		礼金 (e)	円
		共益費 (f)	円
仲介手数料 (g)		円	
小計 (B) (c+d+e+f+g)		円	

	引越費用	引越しを行った日	年	月	日
		費用 (C)	円		
	リフォーム費用	契約締結年月日	年	月	日
		費用 (D)	円		
	合計 (E) (A+B+C+D)	円			
6 補助申請額 ※(E)と補助金の上限額を比較し少ない方を記入 ※1,000 円未満の端数は切捨て		円			

様式第 6 号（第 7 条関係）

（公印省略）

第 号
年 月 日

様

加東市長

加東市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった加東市結婚新生活支援補助金については、
下記のとおり変更して交付することに決定したので、加東市結婚新生活支援補助金交付要綱第 7
条第 2 項の規定により、通知します。

記

変更前の補助金交付決定額	金	円
変更後の補助金交付決定額	金	円
今回増減決定額	金	円

様式第7号 (第8条関係)

加東市結婚新生活支援補助金交付請求書

金 円也

〈根 拠〉

補助金（変更）交付決定通知書

第 号
年 月 日

上記のとおり、補助金を交付されたく、加東市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、請求します。

年 月 日

加東市長 様

住所
氏名
電話番号

振 込 先

金融機関名	金融機関名：									
	支店名：									
口座種別	普通・当座（該当を○で囲む）									
口座番号										
口座名義	（フリガナ）									

(注) 口座が確認できるもの(預金通帳又はキャッシュカード)の写しを添付してください。

様式第 8 号（第 9 条関係）

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

加東市長

加東市結婚新生活支援補助金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した加東市結婚新生活支援補助金は、下記のとおり支給決定の全部又は一部を取消しすることに決定したので、加東市結婚新生活支援補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

記

- 1 交付決定額 円を取り消す。
- 2 取消しの理由

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

加東市長

印

加東市結婚新生活支援補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により取消しを通知した加東市結婚新生活支援補助金
については、加東市結婚新生活支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返還を
命じます。

記

1 返 還 額 円

2 返 還 期 日 年 月 日

（注）上記の返還期日までに納付がないときは、加東市結婚新生活支援補助金交付要綱第11
条の規定により、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年
10.95パーセントの割合で計算した額の遅延利息を納付しなければなりません。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（平 3 0 告示 5 5 ・ 全改、平 3 1 告示 4 1 ・ 令 3 告示 6 3 ・ 令 4 告示 3 3 ・ 令 5 告示 3 5 ・ 令 6 告示 3 6 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（令 3 告示 6 3 ・ 一部改正）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（令 3 告示 6 3 ・ 一部改正）

様式第 4 号（第 6 条関係）

（令 3 告示 6 3 ・ 一部改正）

様式第 5 号（第 7 条関係）

（平 3 0 告示 5 5 ・ 全改、平 3 1 告示 4 1 ・ 令 3 告示 6 3 ・ 令 4 告示 3 3 ・ 令 5 告示 3 5 ・ 一部改正）

様式第 6 号（第 7 条関係）

（令 3 告示 6 3 ・ 一部改正）

様式第 7 号（第 8 条関係）

（令 3 告示 6 3 ・ 令 5 告示 3 5 ・ 一部改正）

様式第 8 号（第 9 条関係）

（令 3 告示 6 3 ・ 一部改正）

様式第 9 号（第 1 0 条関係）